



2018年11月19日

各位

会 社 名 コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証第一部)
代 表 者 名 代表取締役社長 桐山 浩
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 高木 勢伊子
TEL 03-3798-3101

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景・目的】

現在、世界的にSDGs（持続可能な開発目標）への意識が高まり、地球温暖化問題においては、わが国もパリ協定に基づき2030年までにCO2排出量を2013年度比26%削減することを目標にしております。日本の石油産業においては、脱化石燃料の動きに加え人口減少等も影響し、石油製品の需要は漸減していくと考えられます。

このような環境を踏まえ、今後は石油関連事業の競争力を強化しつつ、更なる積極的な投資により、再生可能エネルギー事業を収益の柱の一つに成長させたいと考え、当社グループは、長期的な企業価値向上に向けた、次の成長への事業ポートフォリオ強化、石油開発や石油事業での収益力強化による財務基盤確立のために、2018年3月に「第6次連結中期経営計画」を策定いたしました。

当社グループは、この計画に基づき、石油開発や石油事業での収益力強化に取り組むとともに、将来に向けた成長ドライバーを強化していきます。具体的には、世界の人口増を背景に世界需要の拡大が見込まれ、石油事業とのシナジーも期待される石油化学事業の競争力強化および製品拡充、ならびに風力発電事業に積極的に投資していきたいと考えています。

今後当社グループが、持続的に成長するためには、投資資金の調達にあたって、調達コスト低減および調達手段の多様化を図りつつ、財務基盤の一層の強化・充実に取り組む必要があります。こうした観点を踏まえて、以下の特徴を有する本新株予約権付社債を発行することとしました。

- ① 利息を付さずに（ゼロ・クーポン）発行するため、資金調達コストの低減が可能になること。
- ② 海外市場の投資家が対象となることから、資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略の柔軟性向上が期待できること。
- ③ 株式への転換促進を企図した付帯条項を付与し、株式への転換を促進することで、将来的に株式に転換された場合には、財務基盤の一層の強化・充実に寄与すること。
- ④ 時価を上回る転換価額を設定することで、株式への転換は、主に、将来の株価上昇など、株主価値が向上する局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う1株当たり価値の希薄化抑制が図られること。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

なお、「第6次連結中期経営計画」においては、5年間のキャッシュイン（当期純利益と減価償却費等）を投資に充当する計画ですが、本新株予約権付社債の発行により同投資計画を更に確実なものにいたします。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金については、「第6次連結中期経営計画」に掲げる重点施策の一つである、将来へ向けた成長ドライバーの強化のための投融資資金に充当する予定です。具体的には以下のとおりです。

- ① 当社グループは、石油化学製品の国際市場拡大に対応していくために、石油精製と石油化学との留分の相互融通等によるシナジー強化および省エネや保全費削減等による競争力強化、ならびに高付加価値製品の拡充を目的とした石油化学事業子会社への投融資資金として、2021年3月までに約110億円を充当します。
- ② 当社グループは、脱化石燃料の動きを睨み、石油関連事業の競争力を強化しつつ、再生可能エネルギー事業を新たな事業の柱として長期的な事業拡大を目指しております。特に風力発電事業は当社グループの成長分野の一つと位置付けており、その拡大に向け、陸上風力発電所および洋上風力発電所の建設を目的とした風力発電事業子会社への投融資資金として、2021年3月までに約490億円を充当します。

ただし、上記の各充当金額は、本新株予約権付社債の発行総額が600億円となることおよび本社債の払込金額が本社債の額面金額の100.0%になることを前提としたものであり、発行総額または払込金額が変更された場合、これに応じて各充当金額も変更されます。

これらの投資により、持続的な成長を可能とする事業ポートフォリオへのシフトを更に確実なものにしていきます。

経営環境が大きく変化していく中、当社としては、本新株予約権付社債により調達した資金を活用し、「第6次連結中期経営計画」に基づく主要施策に取り組むことで、長期的な企業価値向上を図り、ステークホルダーの皆さまのご期待にお応えしてまいります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

記

1. 社債の名称

コスモエネルギーホールディングス株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%（当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して変更する場合がある。ただし、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100.0%を下回ってはならない。なお、下記5. (2)記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%とする。）

（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日および発行日

2018年12月5日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Mizuho International plc、Morgan Stanley & Co. International plcおよびSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州およびアジアを中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）における募集。ただし、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%（当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して変更する場合がある。ただし、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。）

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

本新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式（単元株式数 100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

発行される本新株予約権付社債券（下記7. (7)に定義する。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数および代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2018年12月5日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5. (1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記7. (4) (イ) に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月19日から2022年11月21日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。ただし、①下記7. (4)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、下記7. (4) (ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7. (5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7. (6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年11月21日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7. (4) (ニ) に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（または当該株主確定日が東

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継および交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、(iii)当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記7.(4)(二)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および/または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)または(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付されるときは、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債および本新株予約権付社債に係る信託証書（以下「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

600億円（当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況および

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

その他の市場動向を勘案して変更する場合がある。) および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2022年12月5日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、20連続取引日(以下に定義する。)にわたり当該各取引日に適用のある上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2021年12月6日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨および当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。ただし、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収または控除したうえでなされる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、または(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6. (4) (ロ) 記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価およびボラティリティならびにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日および本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする（ただし、償還日が2022年11月22日から2022年12月4日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6. (4) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議または取締役会の委任に基づく取締役の決定）により（i）当社と他の会社の合併（新設合併および吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部もしくは実質上全部の他の会社への売却もしくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割および吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換もしくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）または（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債もしくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表または容認し（ただし、当社または公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（ニ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。ただし、償還日が2022年11月22日から2022年12月4日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨またはスクイーズアウト事由（下記（ヘ）に定義

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。ただし、かかる組織再編等またはスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ホ)記載の償還義務および上記(ニ)または下記(ヘ)記載の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ニ)または下記(ヘ)の手続が適用されるものとする。

(ヘ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議(もしくは取締役会の委任に基づく取締役の決定)がなされた場合または上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。ただし、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。ただし、償還日が2022年11月22日から2022年12月4日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ニ)もしくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合または上記(ホ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有もしくは転売し、または当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有もしくは転売し、または当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書または本社債の規定の不履行または不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(11) 社債の担保または保証

本社債は、担保または保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在または将来の日本国またはその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収または控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収または控除後の支払額が当該源泉徴収または控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

本新株予約権付社債が残存する限り、当社または当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払または③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社または当社の主要子会社の現在または将来の財産または資産の全部または一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。ただし、あらかじめまたは同時に(a)かかる外債、保証もしくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形もしくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合または(b)その他の担保もしくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形もしくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券もしくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券または円貨建てでその額面総額の過半が当社もしくは当社の主要子会社によりもしくは当社もしくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場もしくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場されもしくは通常取引されるものまたはそれを予定されているものをいう。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

10. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金については、「第6次連結中期経営計画」に掲げる重点施策の一つである、将来へ向けた成長ドライバーの強化のための投融資資金に充当する予定です。具体的には以下のとおりです。

- ① 当社グループは、石油化学製品の国際市場拡大に対応していくために、石油精製と石油化学との留分の相互融通等によるシナジー強化および省エネや保全費削減等による競争力強化、ならびに高付加価値製品の拡充を目的とした石油化学事業子会社への投融資資金として、2021年3月までに約110億円を充当します。
- ② 当社グループは、脱化石燃料の動きを睨み、石油関連事業の競争力を強化しつつ、再生可能エネルギー事業を新たな事業の柱として長期的な事業拡大を目指しております。特に風力発電事業は当社グループの成長分野の一つと位置付けており、その拡大に向け、陸上風力発電所および洋上風力発電所の建設を目的とした風力発電事業子会社への投融資資金として、2021年3月までに約490億円を充当します。

ただし、上記の各充当金額は、本新株予約権付社債の発行総額が600億円となることおよび本社債の払込金額が本社債の額面金額の100.0%になることを前提としたものであり、発行総額または払込金額が変更された場合、これに応じて各充当金額も変更されます。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を重点課題としており、企業体質強化や将来の事業展開および業績や資金バランスを勘案のうえ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、年間の配当を2回に分けて行うことを基本方針としておりますが、現在の収益状況、経営計画等を総合的に勘案して年1回の期末配当を実施することを予定しており、中間配当につきましては現段階では予定しておりません。これらの配当金の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、企業体質強化や将来の事業展開および業績や資金バランスを勘案して決定しております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
1株当たり連結当期純利益	△594.85円	633.32円	865.80円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	40.00円 (-)	50.00円 (-)	50.00円 (-)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

実績連結配当性向	—	7.9%	5.8%
自己資本連結当期純利益率	—	39.0%	36.1%
連結純資産配当率	2.5%	3.1%	2.1%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首1株当たり連結純資産額と期末1株当たり連結純資産額の平均）で除した数値です。
4. 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しております。1株当たり連結純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該役員報酬BIP信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり連結当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該役員報酬BIP信託が所有する当社株式の数を控除しております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	1,639円	1,214円	1,903円	3,460円
高 値	1,730円	2,066円	5,140円	5,000円
安 値	1,063円	1,031円	1,601円	3,220円
終 値	1,193円	1,912円	3,445円	3,555円
株 価 収 益 率	—	3.0倍	4.0倍	—

- (注) 1. 当社普通株式は、2015年10月1日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、それ以前の株価および株価収益率につきましては、該当事項はありません。
2. 2019年3月期の株価については、2018年11月16日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2019年3月期については、未確定のため記載しておりません。
4. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価であります。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表するMizuho International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に基づく株式の交付、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、当社の役員報酬BIP信託に基づく株式の交付、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。